

第4号議案 支部統合時の役員の選出について

支部の統合があった場合の理事の選出については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

支部の統合があった場合の理事の選任については、当該支部の支部長に選出された者を職指定の理事とし、統合した支部の会員数が100名を超える場合は、役員選出方法に関する規程第3条第2項の規定により当該支部長から推薦された者を宮城県退職者会勾当台クラブ会則第6条第3項の規定により理事に選出するものとする。